

営業許可施設・集団給食施設の食品衛生責任者の方は

食品衛生責任者実務講習会を受講してください

豊中市内の営業許可施設・集団給食施設の食品衛生責任者は、定期的に豊中市が開催する又は認める実務講習会を受講し、**食品衛生に関する新たな知見を習得するよう努める**必要があります。

豊中市では、現在**動画配信**にて実務講習会を行っています。

対象となる食品衛生責任者の方は、申し込みの上、実務講習会を受講してください。

対象	豊中市内の営業許可施設又は集団給食施設において食品衛生責任者に選任されている方 ※その他の方も受講は可能です。 (その場合、確認テストや実務講習会の修了記録は行いません。)
内容	① 食中毒予防について (発生状況、事例紹介、予防方法) ② 食品衛生法の改正について (法改正内容、HACCPに沿った衛生管理)
時間	1時間程度 (※都合の良い時間に視聴していただけます。)
費用	無料 (※動画視聴にかかる通信費等は視聴される方のご負担となります。)
形式	動画配信による講習会の視聴 (受講後、確認テストあり) ※インターネット環境がない等、動画視聴が難しい場合は、講習会のスライド資料を配布いたします。

※注意※

この講習会は、食品衛生責任者の資格を取得できる講習会（養成講習会）ではありません。

動画配信による実務講習会受講の流れ

- ① 豊中市の電子申込システムから受講を申し込むと、**申込完了通知メール**が届く
※申し込みの際にはメールアドレスが必要です。
- ② 申込完了通知メールに記載されたURLより動画を視聴し、実務講習会を受講する
- ③ 受講後に確認テストを受け（電子申込システム経由）、解答を送信すると、**解答受付メール**が届く
- ④ 保健所が解答を確認後、**解答受理メール**が届く
※確認テストの正答は解答受理メールにてお知らせします。
※解答受理メールをもって実務講習会を修了された記録とします。

受講のお申し込みは…

インターネットで検索する or 二次元コードから →

豊中市 電子申込システム



(直接リンク) https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4787

【問い合わせ先】豊中市保健所 健康危機対策課 食品衛生係 (電話：06-6152-7320)